

○蒲郡市議会政務活動費使途基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年蒲郡市条例第16号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき別表に掲げる項目に関し、その使途を例示し基準を定めるものとする。

(使途)

第2条 条例第5条に基づく別表に掲げる項目の使途の例示は、次のとおりとする。

項目	使 途 例 示
調査研究費	印刷製本費、調査委託料、旅費、施設入場料、切手、タブレット端末通信費等
研修費	講師謝金、会場使用料、旅費、出席者負担金、切手等
広報費	印刷製本費、新聞折込費、会場使用料、事務用消耗品費、切手等
広聴費	印刷製本費、会場使用料、切手等
資料作成費	印刷製本費、翻訳料、事務用機器購入費・リース代、事務用消耗品費等
資料購入費	図書購入費、新聞・雑誌購読料、有料データベース使用料等

2 タブレット端末通信費については、貸与されたタブレット端末を使用し、通信データ容量が上限を超えたことにより発生した費用のみを対象とする。

(積算根拠)

第3条 前条第1項の旅費の積算根拠は、蒲郡市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年蒲郡市条例第27号）第4条第2項及び第3項による費用弁償額を準用する。

(適用除外)

第4条 次の各号に該当する経費は対象から除外する。

- (1) 慶弔費等の交際費的経費
- (2) 党費その他政党活動に要する経費
- (3) 事務用機器等の備品購入費のうち、購入価格が3万円以上のもの
- (4) 事務用機器等のうち、貸与されたタブレット端末の付属品（キーボード、ペン、カバー等）及び有料アプリ（ただし、Microsoft Word・Excel・PowerPointを除く。）
- (5) 新聞・雑誌購読料のうちスポーツ紙及びレジャー紙
(支払証明)

第5条 条例第6条に規定する経理責任者は、政務活動費（以下「活動費」という。）を支出したときは、領収書を徴さなければならない。ただし、領収書を徴することが困難な場合は、会派の代表者の支払証明書（別記様式）をもってこれに代えることができる。

（研究会等の報告）

第6条 研究会若しくは研修会への参加又は先進地調査研究のための旅費を活動費の経費として充てた場合は、その結果を議長まで報告しなければならない。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議会運営委員会理事会において協議する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月28日改正）

- 1 この要綱は、平成21年4月28日から施行する。
- 2 改正後の蒲郡市議会政務調査費使途基準要綱第2条第4項の規定は、平成20年度以後の年度分として交付する政務調査費について適用する。

附 則（平成25年2月25日改正）

- 1 この要綱は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 改正後の蒲郡市議会政務活動費使途基準要綱の規定は、平成25年度以後の年度分として交付する政務活動費について適用する。

附 則（平成31年3月26日改正）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日改正）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の蒲郡市議会政務活動費使途基準要綱の規定は、令和5年度以後の年度分として交付する政務活動費について適用する。